

「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書」
発行についてのご案内

本税制は、導入設備の生産性（生産効率・精度・エネルギー効率等）が旧モデルと比べ 1%以上向上していること及び販売開始の要件を満たしていることを工業会が証明し、中小企業経営強化法に基づき「経営力向上計画」の認定を受けた事業者は、計画実行のための支援措置（税制措置[法人税・所得税]、金融支援、法的支援）を受けられる制度です。

当工業会では、業界に関連する「非破壊検査機器」について、機器メーカー等（設備メーカー）の申請に基づき、対象設備要件①～⑤について確認・証明を行いますので、証明書発行をご希望の方は以下内容をご確認の上、別紙の申請書、証明書（様式 1）及びチェックリスト（様式 2）に必要事項を記載の上、対象設備要件に該当することを裏付けする資料 1 部を添えてお申込み下さるようお願い申し上げます。

記

概要

期限	2027 年 3 月 31 日取得分まで	
適用法令	中小企業等経営強化法	
特例措置	（国税）即時償却又は取得価額の 10%の税額控除	
対象者	資本金額 1 億円以下の法人、従業員数 1,000 人以下の個人事業主等のうち、経営力向上計画の認定を受けた者（大企業の子会社を除く）	
対象設備要件	①減価償却資産の種類	器具及び備品
	②設備の種類又は細目	試験又は測定機器
	③生産性向上	一代前モデル（旧モデル）と比較して「生産性」が年平均 1%以上向上しているものであること。 指標：単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等
	④販売開始要件	販売開始から 6 年以内のモデル
	⑤最低価額	30 万円以上
添付書類	①申請書 ②証明書（様式 1） ③チェックリスト（様式 2） ④裏付け資料	・添付書類①②③の資料は申請設備ユーザー、1 機種ごとに作成。 ・裏付け資料は、カタログ、仕様比較表、性能試験比較表、新製品発売案内などの新旧モデルの性能等が確認可能な資料（同設備の 2 回目以降の申請の場合は省略可能。）

本制度の詳細につきましては、下記の中小企業庁ホームページをご参照ください。

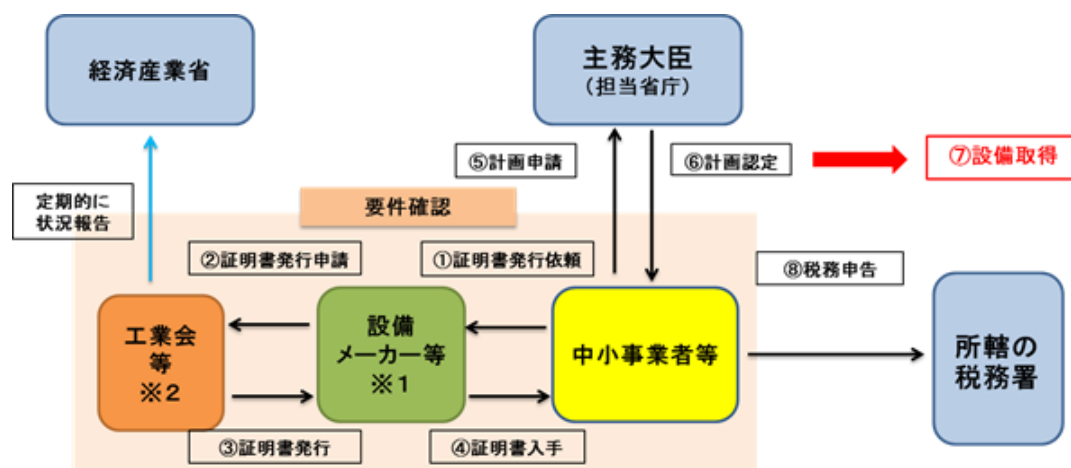
- ・ [工業会等による証明書について（中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書）](#)
- ・ [工業会証明書の取得の手引き](#)
- ・ [対象資産区分及び対応工業会等リスト](#)

▶手続き・申請・問合せ先

申請料	1 件当り 会員：3,300 円、非会員：6,600 円（税込） ※書類の不備や紛失などで証明書を再発行する場合は、再発行手数料として、1 件当り 1,100 円頂戴いたします。 ※事前決済を前提としたサービスとなっており、請求書などの発行は行っておりません。お振込の控えを持って、領収書としてください。
支払先	銀行名：三井住友銀行 神田駅前 支店（店番号）220 普通預金 口座番号 1618804 一般社団法人 日本非破壊検査工業会 [シヤ) ニホンヒハカイケンサコウギョウカイ]
申請・ 問合せ先	一般社団法人 日本非破壊検査工業会 〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-8-1 富高ビル 3F (TEL：03-5207-5960/FAX：03-5207-5961)

▶申請の流れ（要件審査及び振込確認後に証明書を発行いたします。）

初回申請	初めて証明書を発行するものの 仮申請⇒事前確認⇒本申請⇒審査(一週間程度)⇒承認のご連絡⇒お振込み⇒証明書発行(一週間程度) ※申請＋早期お振込みの場合、約二週間程度で証明書を発行いたします。
2 回目以降	証明書の発行が 2 回目以降のもの 本申請＋お振込み⇒証明書発行(一週間程度) ※申請＋早期お振込みの場合、約一週間程度で証明書を発行いたします。



※1 当該設備の性能把握や同一メーカー内の新旧モデルの判別が必要であるため、設備メーカーによる申請が望ましいが、代理店や子会社等で正確な申請が可能な場合は、設備メーカーに代わって申請することを可とする。
※2 設備メーカー自身がその工業会の会員であるか非会員であるかに依らず、設備毎に証明団体として指定されている工業会等へ申請すること。（具体的にどの設備についてどの工業会等に申請すべきかは、経済産業省HP参照。）

①中小事業者等は、当該設備を生産した機器メーカー等に証明書の発行を依頼してください。

※②～③は設備メーカー等と工業会等とのやりとりです。

②依頼を受けた設備メーカー等は、証明書(様式1)及びチェックシート(様式2)に必要事項を記入の上、当該設備を担当する工業会等の確認を受けてください。
(注)設備の種類ごとに担当する工業会等を定めております。詳しくは中小企業庁ホームページをご参照下さい。

③工業会等は、証明書及びチェックシートの記入内容を確認の上、設備メーカー等に証明書を発行してください。

④工業会等から証明書の発行を受けた設備メーカー等は、依頼があった設備ユーザーに証明書を転送して下さい。

(注)本手続きを行っていただいた場合でも、税務の要件(取得価額や中古資産でない等)を満たさない場合は、税制の適用が受けられないことにご注意ください。